

横浜型救急システム

施策のポイント

救急条例の施行に伴い、119番通報の内容から緊急度・重症度を識別し、傷病者の状態に応じて、救急隊、救命活動隊等の弾力的な運用を開始した。緊急度等が低い場合には、構造改革特区により認められた救急隊1隊2人での出場も含む。

自治体情報

神奈川県横浜市

人口 / 3,620,562人

標準財政規模 / 779,849,586千円

担当課 消防局警防部救急課

電話番号 直通 045-334-6772

実施主体 横浜市

関連ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/me/shobo/>

事業期間 平成20年度から

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

近年の救急出場件数は増加傾向にあるが、軽症の事案が半数以上を占める実態がある。このため、軽症の事案を取り扱い中に同一地域で重篤の事例が発生し、救命処置の開始が遅れてしまうという事例が少なからず発生している。

こうした事態を解消するため、「横浜市救急条例」を施行し、横浜型救急システムの運用を開始し、救命効果の向上を図る。

2 取り組みの具体的内容

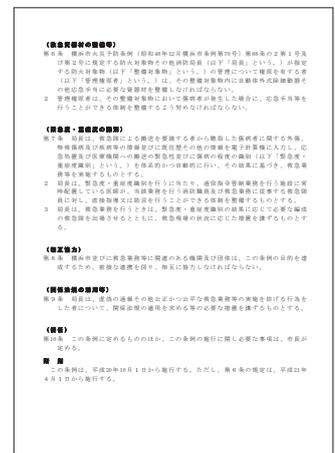
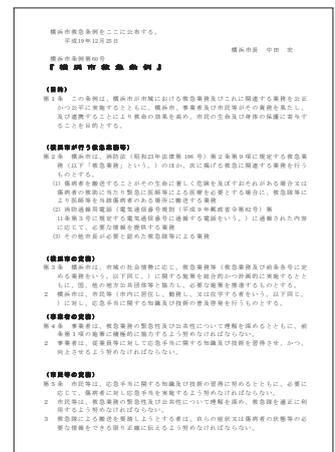
「政府の対応方針」において認められた構造改革特区の認定申請を行い、救急隊2名乗車を可能とし、更に乗用車及び軽自動車タイプの救命活動隊を導入し、救急隊と救命活動隊それぞれに2名の隊員が乗車し、119番通報時点で識別した傷病者の緊急度・重症度の程度に応じて、救急隊、救命活動隊及び消防隊による弾力的な部隊運用を行い、限られた資源をより有効に活用することで、特に重症・重篤な傷病者に迅速な対応を図る。

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

同一地域での救急要請の重複により発生する現場到着時間の遅れを防ぎ、高度な救命処置等を早く開始でき、更なる救命率の向上を目標とする。

4 現在までの実績・成果

- ・緊急度等が高い事案に対する現場到着時間の短縮
- ・同一区域に重複して救急事案が発生した場合に、同区域に待機していた救命活動隊による現場到着時間の短縮
- ・「救急相談サービス」導入による救急件数の抑制



5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

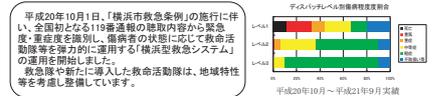
- ・内閣府への構造改革特区提案
二度にわたり特区提案を実施した
- ・識別プログラムの開発、研究
度重なる試行、検証を繰り返して作成
- ・トリアージ精度の向上
アンダートリアージ症例を検証し、随時、プログラム修正等を実施
- ・財政負担を抑制しながらの救急体制の強化
既存のミニ消防車を救命活動隊として活用した

6 今後の展開と課題

- ・トリアージ精度の更なる向上
- ・救急重複事案に対応するための、救命活動隊のより効果的な運用



「横浜型救急システム」の概要



●連携体制の整備状況 <平成22年2月現在>

- ①PFA連携、PFA連携【カテゴリー「A+」に対応】 消防隊94隊
消防活動の格別者に対し、迅速な応急処置やセンサーの投入による消防隊と救急隊の連携活動
- ②PFA連携【カテゴリー「A～C」に対応】 救命活動車42隊
2人運用救急隊と救命活動車(ミニ消防隊含む)の救急連携出場
- ③2人運用救急隊【カテゴリー「C」に対応】 42隊
・119番通報時の識別結果から、軽症と判断され、2人での対応が可能と判断された場合に専隊で出場
- ④8人運用救急隊【カテゴリー「A～C」に対応】 20隊
・繁華街等及び救急件数が少なく、連携効果の小さい場所

●救命活動車の概要

AEDは1台、現行の救急車2台に同じ救急資器を積載した、小型乗用車タイプの機動性に優れた緊急車両に救急資格者が乗車する部隊です。
ミニ消防隊が配置されていない消防署、消防出張所に配置しています。平成20年度は12台、21年度は5台導入しました。



予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
H 20 : 228,651 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	228,651 千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：横浜市救急条例